

《国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出時に提出してください。》

健康保険・厚生年金保険 資格取得(喪失)連絡票

健康保険・組合の保険者名				国保・国民年金用		
健康保険・組合の保険者番号						
被保険者記号番号						
基礎年金番号						
住所		☐ 多治見市 ☐ 町 丁目 番地				
被 保 険 者	氏 名	生 年 月 日	性別	健保等の資格を取得した年月日		健保等の資格を喪失した年月日
		昭・平 ・	男 女	令 和 年 月 日		令 和 年 月 日 (退職日の翌日)
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	性別	続柄	被扶養者の認定日・抹消日	被保険者退職以外の時の抹消理由
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
上記のとおり異動がありましたので連絡します。						
所在地 令和 年 月 日 事業所 名 称 代表者 連絡電話 担当者						

お届けはお早めに！（14日以内にお届けください）

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限の満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に届出をする必要があります。

国民健康保険組合の加入者は、その組合への届出になります。

届出が遅れた場合でも、保険料は資格を取得・喪失した時点までさかのぼります。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

退職して社会保険を喪失した場合

① それまで加入していた保険の任意継続被保険者制度を利用する

② 配偶者、親または子などの加入している社会保険の被扶養者になる

③ 国民健康保険に加入する

という3つの選択肢があります。①②については、保険者にお問い合わせください。

＜持ち物＞

- ☐ 健康保険等の資格異動証明書または離職票
(その他、資格異動日のわかるもの)
- ☐ マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード※(世帯主および対象者のものが必要)
※ 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用可。
- ☐ 本人確認できるもの(運転免許証など)
-振替口座の登録がない方.....
(市内に本支店のある金融機関に限ります)
- ☐ 預貯金通帳など口座番号の確認ができるもの
- ☐ 金融機関届出印
※保険料の納付は原則、口座振替となります
-以下は、お持ちの方がいる場合、必要となります.....
- ☐ 基礎年金番号がわかるもの(20歳~59歳の方)
- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ 子ども医療受給者証(高校3年生までの方)
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ 在留カード・特別永住者証明書
- ☐ 母子健康手帳(出生の場合)
- ☐ 委任状(別世帯の方が代理人になる場合)
- ☐ その他()